

平成29年度第2回政務活動費のあり方検討会 議事録

日時 平成29年5月17日(水)

午後2時30分～午後3時7分

場所 議事堂 7階 第1委員会室

出席者

・検討会委員

横野昭(座長)、松尾茂(副座長)、泉英之、舎川智也、江西照康、島隆之、東篤、
金井毅俊、成田光雄、橋本雅雄、高田重信

・事務局

議会事務局長、議会事務局次長、庶務課長、庶務課主幹、庶務課主査、庶務課主任

・傍聴人(一般)

一般3人

・報道関係

議事録

※発言を一部整理して掲載しています…議会事務局

横野座長： ただいまから、政務活動費のあり方検討会を、開会いたします。まず、本検討会の傍聴について、お諮りいたします。本日、〇〇君 他2名から傍聴の申し込みがあります。これを許可することにご異議ございませんか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： それでは、〇〇君他2名の傍聴を許可することに決定いたしました。本日

は、報道機関よりテレビカメラ等の撮影の申し出がありますので、許可します。報道機関の方に入ってもらってください。

ここで、報道関係の皆さんにあらかじめお願い申し上げます。本日は多くの報道機関の方がお見えになっておられますので、取材スペースが非常に狭くなっております。委員の席に近づきすぎたり、委員の後ろにまわって撮影をするなど、行き過ぎた行為は円滑な検討会の運営の妨げになりますので、節度を守った取材をされますようお願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員に舎川委員、東委員を指名いたします。

これより、協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配布のとおりです。最初に、政務活動の審査に係る第三者機関のあり方といたしまして、その委託先等について協議したいと思います。お手元に配布した資料に従い、事務局から説明をさせます。

庶務課長： それでは、昨年度、運用指針を策定する中で、協議・決定いたしました事項を踏まえた座長案につきまして、お手元の資料に基づき、事務局の方からご説明させていただきます。まず1ページをご覧ください。政務活動費の審査に係る第三者機関のあり方につきまして、基本的事項についてご説明いたします。

設置主体でございますが、各会派による共同設置といたします。契約者ですが、各会派の代表者の連名により、政務活動費の審査業務に係る委託契約を締結するものといたします。費用負担ですが、各会派がその所属議員数に応じて按分した額を負担します。契約期間ですが、契約期間は、毎年契約締結日から翌年の3月31日までといたします。これは、市の会計年度に合わせるものでございます。なお、次年度以降の契約期間につきましては、審査業務の実施状況に応じて見直すことも考えております。委託料の

支払いにつきましては、毎月又は隔月、受託者の指定口座に振り込むもの
としたいと考えております。

次に、審査手法の富山市議会の考え方でございますが、第三者機関によ
る審査につきましては、主に審査会形式と審査業務を委託する形式がござ
います。本市議会が想定する審査の方法等については、審査書を用いた全
件の事前審査、そして事後審査がでございます。その処理件数や迅速性の観
点から、審査委託形式が妥当であると考えています。

業務の委託先の本市議会の考え方を説明いたします。この審査委託方式
における委託先といたしましては、全国の指定都市、中核市、特別区、県庁
所在市などを調べましたところ、第三者機関を設置している都市で審査委託
形式を採っている市では、公認会計士事務所、そして税理士事務所といった
事例がございました。第三者機関には、政務活動費、政務活動としての妥当
性の審査のみならず、透明性確保のための帳票類の確認を行うという点か
ら、まずは会計事務等に精通していることが第一と考えております。また、
そうした専門的業務に従事することで幅広い見識を有していること、さら
には一定の専門職集団としての機動性を有していることが必要と考え、公認会
計士事務所又は税理士事務所が適当であると考えております。これまでの
あり方検討会において方向性が示されている、公認会計士を軸として委託
先を検討していきたいと考えているところであります。

このことから、受託者と審査業務従事者の構成でございますが、まず受託
者につきましては、公認会計士事務所又は公認会計士とする。審査体制に
つきましては、3名以上の者で構成してはどうかと考えております。具体的
には、審査業務においては、必ず公認会計士を責任者として配置するもの
とし、その審査により承認となる場合は、当該公認会計士が審査書の責任
者欄に決裁・押印するものとする、また、審査業務に当たっては、担当者

して責任者となる公認会計士以外の公認会計士を配置するものとし、審査により承認となる場合は、審査書の担当者欄に押印するものとしたいと考えております。ただし、座長が必要と認める場合においては、公認会計士以外の者を補助者として事務従事させることができるものとし、当該補助者は、審査により承認となる場合は、審査書の担当者欄に押印するものとしたいと考えております。なお、審査業務に従事する者については、事前に座長に報告するものとしたいと考えております。

受託者側の状況にもよりますが、なかなか公認会計士たる方々が毎週2名なり3名来ていただくことが、この業務の内容、業務量、さらには金額面の観点から現実的なものなのかということもございまして、このような案としているところでございます。受託者側には、事前に公認会計士や補助者を複数名登録していただいて、機動的に審査に当たってもらうことが、これは交渉前ではございますが、現実的には想定されるのではないかと考えているところであります。委託先等の説明は以上でございます。

横野座長： ただ今の説明でご意見等もあると思いますが、先般のあり方検討会において、金井委員の方からのご指摘がありましたのですが、最初の第2項目の契約者の、各会派の代表者による締結ということ等から、その費用負担については、各会派の所属議員数に応じて按分した額を負担するところがありまして、前回金井委員からのご指摘があつて、なかなかその意にそぐわないところもありますという発言がありました。これについてはそれぞれ各会派持ち帰っていただいて、またいろんな意見を聴いていただくという形をとりましたんですけど、このことについては一応第三者機関について前回のあり方検討会で決定している事項でありますので、それに準じていただくような方向で金井委員ともお話をしたんですが、このあたりどうでしょうか。

金井委員： はい。(挙手)

横野座長： はい、金井委員。

金井委員： 設置が決まったということで、これについての発言は控えます。それで我々が考えていたのは、全体で決まったことだから按分の件については、引き受けよう。ところが我々の意見というのは、負担については議員報酬でやろう。というのは、政務活動費のあり方という面については、市民が求めて第三者機関を作った過程ではないと、これはあくまでもその当時の11月2日、このときのメンバーで決めたと、それについて、今、半分は、19人が新しいそれ以降の議員だと、それ以降の議員で決めたことじゃないと。我々は、政務活動費のあり方として、この第三者機関に政務活動費を充てるということにそもそも反対なんです。したがって、この費用負担については、議員報酬、自分たちの報酬から払うということを決めました。ところが、今日この第三者機関の設置について、この項目、今日もらったんですが、5番目の受託料の支払い、業務委託料、ということは、業務を我々が契約して委託するということになると、私たちは政務活動費をもらっていないと、ゼロ申請にしています。その仕組みが出来上がるまではゼロ申請だと、そうするとゼロ申請の者が何の業務を委託するのかと。誰に対してハンコを押すのかという、そういう問題がちょっと出てきたもので。まあこれ、わかりやすく説明すれば、皆さんの各派にインターネットが接続されている。そのインターネットは、使用者に按分されて支払っていると思います、会派が。私のところはインターネットを引いていないので、一銭も払っていません。まあそういう理屈からいうと、そもそも業務を委託しない者がどうして払うべきなんだろうかと、ということなんです。そういうのは、今日この業務委託料というふうに出てき

ているものですから。業務契約しなきゃいけない。業務契約って何を業務契約するんだと、私は。一切、今はゼロ申請で会派の支払いがないと、支払のないものに、業務の委託はどのように、その相手方はどのようにされるのかという、ちょっと疑問がでまして。そういうことで、議会全体でこれだけしますよ、というものであれば按分は、決まったことだから仕方がない。そういうことで、今新たにこういうものが出てきたら、こういうものに対してはちょっと待って欲しいと。

横野座長： 金井委員のおっしゃるのは、要するに、委託業務で自分たちは政務活動費を使わないので、そこから支出するわけではないから、委託業務ではないというふうに捉えるわけですね。

金井委員： そうです。

横野座長： ほかの皆さんご意見どうですか。

高田委員： はい。(挙手)

横野座長： はい、高田委員。

高田委員： 会派で持ち帰ったときは、金井さんは最後まで抵抗されるのかなと。今日聞かせていただいて、前回の話の中では色々あったけど皆さんの意見を聴きながら按分してもいいということ、今、言われた訳ですよ。その中で、委託料だから駄目だというのが。この第三者機関のというのが一つ大きな目玉という考え方で、設置するというのに大きな意義があって、前年度のあ

り方検討会で皆さんいろんな協議をされてきて、部会まで作って、部会の中でもいろんな意見を出し合ってきて、それがあつたのは第三者機関を作るといふ、設置するといふもとの中でやってきて、設置するためには、そのときは業務委託といふことはなかったかもしれませんが、第三者機関の皆さんに議員が支払いしましょうといふことは決まっていたはずなんです。そうした中で、今年度に入ってこれをスタートして政務活動といふものをしっかりやっていければ、間違いないだろうという判断で私たちは選挙を戦ってきましたし、これをやるのが次の改革に進んで行くんだといふことでやってきたつもりです。ですから、このことについては委託内容とか、そこのところの文言についての内容とかは、それは維新の会さんの方で納得されるべきだと思いますけどね。今ここでは、とにかく第三者機関を早く立ち上げてスタートするべきだといふ議論でやるべきだと自民党としては考えております。

金井委員： はい。(挙手)

横野座長： はい、金井委員。

金井委員： 明確に言いますと、第三者機関の設置は反対です。これは反対なんです。ところが検討会で決まったと。11月2日に。私、あり方検討会には出てないんですが、このときに出られたのは横野さんと成田さんと橋本さん、この3人は今残っておられますけど、11月2日に決まったことで、2月3日に前の座長の村上座長は、もう決まったことはこれを譲れないと、決まったことは今更ひっくり返してくれるなといふことで、ずっと来た訳ですね。反対はそのときから言ってますけども、決まったことだからそれはいいんだけど、立ち位置として、我々、この第三者機関といふのは、市民が望んで作ったものじゃなくて、議員

が自ら自分の後始末を自分でできないという、そういう状態のときに議員が決めたんです。これ、市民がこれ作ってくれと言って作ったんじゃないんです。そこで税金を、これで使うことについては、我々は反対だと。按分である分については報酬でやりますと。そこは立ち位置が違います。金額がこれば議員の報酬で払いますと、この文言を見ていると会派からの支払いで政務活動費は現金ではなくて、会派の通帳を作ってやりなさいという感じなのかなとは今日思いましたけど、そういう意味では立ち位置は違うと思います。だから、そもそも第三者機関というのは、本当に必要なのかということは、これからこの場では私は言いたいと思います。こんなにね、変な話、例えば、子供の小遣い帳にお父さん今日ノート買うんで買っていいですか100円ください。100円もらって、それで80円持ってきたら20円余ります。それを親に報告するのと同じことを何で議員がするのかと。午前中開かれた議会改革検討調査会で、いろんな改革しようと皆やっているんだから、こういうものは当然、第三者機関というのは、市民に公表する仕組みというものを作れば簡単に誰でも見れるように、帳面がつくんだから、あえてこの(第三者機関が)いるのかというところに、私どもは行き着くんです。

高田委員： はい。(挙手)

横野座長： はい、高田委員。

高田委員： 維新の会の考え方はわかりました。ただ、先ほども言ったように、ここからが私たちの改革をスタートしていかなければいけないので、座長、私はもう採決を採ってこれを進めるべきだということではいかがでしょうか。

江西委員： その前に、ひとこと言わせてください。

横野座長： はい、江西委員。

江西委員： 私も昨年のこの政務活動費のあり方検討会のメンバーでもありましたし、運用指針の策定部会のメンバーでもありました。金井さんの今の意見は、今初めて聞いたことではなくて、その際にも議論は出ておりましたし、私どもも同様のことを言っておりました。その中で、これをやっぺいこうというふうに決めた記憶もあります。金井さんも、そのように記憶しておられないということとは、ないはずでず。私らも反対してましたけれども、あの中で全員やっぺいこうと決めた訳でず。それも私たちは、補選で市民の皆さんが大変不満を持っている中で選ばれた議員が含まれたメンバーの中で、その2つの会議で決めた事項でず。私どもも、浚々、これはもう、こういう流れで適正化をしようということて来て決めた内容でずから、これを今初めて議論するようなテーマとして、今回これを挙げること自体、私は問題ではないかなというふうに思っています。また、この契約者は、各派代表者の名ていくということてずから、個別個別にそれぞれが自分の所得の帳面を見てもらうような業務とは全く別物だというふうにも思っています。また、私どもが昨年組んでおりました会派でも政務活動費はほとんど使うこともなかったわけでずけれども、そんなことを言ったら、使った金額にんじたような、そういった従量的な仕事ではないと思うんてずよね。これは、政務活動費がどういったものが適正かということて第三者の専門家に見てもらうということて、昨年これを決めた内容だと思っぺいますから、この件についてそういった意見が出るということ自体が、私は逆に納得できないのではないかと思っぺいます。

泉 委員： はい、委員長、すみません。(挙手)

横野座長： はい、泉委員。

泉 委員： 新人議員として、ひとこと言わせてください。今ほど金井委員が言われましたが、市民が決めたものではない、そうしたら選挙とは何ですか。われわれは市民から負託を受けて、選挙というものを通して議員になったんですよ。その議員が決めてこそその議会ですよ。なのに市民が決めるというのは甚だおかしいと思います。だからその辺は、私、多分、一番新人議員として一番市民目線だと思っています。ですから、ここへ来て市民が決められるわけでもないですし、だから我々が議員になったんです。その人たちが集まって、今、江西さんが言われたのと同じことなので、一番政務活動費で大変になったときに選ばれた議員さんが決められたことをまた蒸し返す。基本的には、同じ土俵に乗りましょうよ。私そう思います。土俵から外れてますよ。基本的に、と私は思います。

高田委員： 座長、討論していても討論の場じゃなくて、もう早くしないと、進めてください。

横野座長： よろしいですか。今の提案のありました説明、業務の委託先及びその従事等につきまして、座長案で内容を決定することで異議ありませんか。

挙手とりますか。

高田委員： 座長、そうではなくて、今、金井さんが言っていた、負担するとかしないとかをしっかりと全部ですということ、まず。

横野座長： 金井さんの言っていることは、それはそれとして、意見として、全体として結果的には、契約者も経費負担も按分すると明確に書いてあるわけですから。

江西委員： その中で、ただ金井委員が言ったようなものが、これはそもそもおかしいんだと、第三者機関の方からもそれがおかしいんだという話が出てくるだとか、そういったものがあるかないかだけは確認すべきかと思います。

横野座長： 第三者機関を設置することは前のあり方検討会で決まっていたことで、それに基づく順序をこういうふうに組んでいきたいということでもありますから、それで今、座長提案としてこういう方法で進めたいということを提案したわけですが、これでよろしいかどうかの判断を仰ぎたいと思います。

島 委員： はい。(挙手)

横野座長： はい。島委員どうぞ。

島 委員： 議論ではなくて、会派の意見として。前回も言いましたが、昨年度までの話し合いでまずやってみよう、そういう話が決まっているので、わが会派もとりあえずこれで進めていこうと、そのときにやってみて不都合があれば改善していこうという話になっているわけなので、今、第三者機関の設置等については、我々も、実はなくてもいいんじゃないかという意見は持っているんですが、でも決まったことを、また元に戻してまたそこからという、何も進まないの、やってみて不都合感が大きく出てきたときにもう一度出して改善していく、というスタンスで行けばいいかなと思います。

東 委員： （挙手）

横野座長： はい。東委員。

東 委員： 社民党も持ち帰りでこの件について話をしました。本来、第三者機関を置かなければならないということ自体が残念なことなんですけれども、相次ぐ不正があったということで、当面置かざるを得ないということで、そのあと本当に不正がなくなってくれば、またそのときに考えると。

横野座長： せっかくなので各会派から、橋本さん。

橋本委員： 私は、このままとりあえずは行くべきだと、将来的に考えるべきだと。第三者機関で政務活動費の善し悪しを判断してもらういい基準になるんじゃないかなと。例えば裁判例みたいなものでそういった例を作っていくって、将来的には、2年後になるか、3年後になるか、5年後になるかわかりませんが、そういった正しい使い方というか、そういったものが確立すれば、そのときにまた考えればいい話であって、今はこれで進めるべきだという考えです。

松尾副座長： そもそもになりますけれども、これだけ地に落としてしまった富山市議会ということの中で、スタートして、そのときから言ってきましたけれども、党派を超えて、日本一厳しいところからもう一回スタートしようという決意の下で一致団結して、富山市議団としてやっていきたいと思います、そういった中で議論をスタートしてここまで積み上げてきたわけですので、そういった意味ではもうしっかりとこれをスタートさせていくということが一番重要なことだなというふうに思います。また、その中で当然見直しも出てくることも考えられるとは思いま

すけれども、とにかく今はこれでスタートするというのが公明党としての意見であります。

横野座長： ほかに何か申し添えたい方はございますか。よろしいですか。

金井委員： はい。(挙手)

横野座長： はい。金井委員。

金井委員： 維新としては、決まったことには従います。それはルールですから。ただし、支払方法というか金額については、政務活動費は使わないということで、議員報酬から出すということで、皆さんご了解いただきたい。政務活動費のあり方としては、反対という立場で、お金、負担についてはこちらの方でしますということでご理解をお願いします。

横野座長： そうしたら、皆さんのご意見をお伺いし、各会派のご意見もお伺いしましたので、今提案しております第三者機関のあり方についての検討事項の、まず、設置者等について、この座長案の内容でよろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： それでは、そのように決定いたします。

次に、政務活動費の審査に係る第三者機関の業務内容等について、協議したいと思います。

このことについては、改めて資料を見ていただいて、事務局から説明させ

ます。これもいろんなご意見があると思いますが、一つのたたき台としてこういう形で業務の内容を検討したいという思いでありますので、説明をお願いいたします。

庶務課長： では、説明させていただきます。

業務の概要についてですが、昨年度来から方針にも書いてありますとおり、アの週間業務とイの例月業務といったものを中心に行っていきたいと考えております。週間業務につきましては、政務活動として行われている事業や購入等について、各会派内でまずは事前審査が行われた事前計画及び執行後の事業等に対して、市役所議会棟の会議室において、所定の審査事務を行うものとしします。

審査業務は、毎週当然1回実施することとします。具体的には、①実施前の事業等について事前審査を行い、基準に適合する場合は承認を行う。当然でございますが、そのときに不備があったり、不明な点がありましたら、第三者機関からその修正指示等をしていただくということを含んでおります。②といたしまして、実施済みの事業等について事後審査を事前審査と同様に行っていただくと、③といたしまして、第三者機関の事前承認を得るいとまがない場合も想定しておりますので、その場合の事後承認も行っていただきます。④といたしまして、政務活動費の充当に関し、会派及び議会事務局からの相談に対し、指導又は助言を行っていただきます。事案の適否はもちろんですが、運用指針をより適正なものへブラッシュアップしていくことを想定しております。

続きまして、例月業務でございますが、アの週間業務については、支払前までの事前審査、事後審査について審査を行っていただくこととなりますが、例月業務につきましては、支払いの手続きが完了した一連のときに、帳簿等

が適正に整備されているかを監査していただくかと考えております。

最後に、審査の基本的な内容でございますが、審査業務につきましては、地方自治法、富山市議会政務活動費の交付に関する条例、規則そして運用指針の規定に基づき、政務活動費の支出の妥当性について審査し、承認してもらうものとしております。政務活動費制度の創設の背景、裁判事例、社会通念上の妥当性等についても十分に留意して審査を行っていただくこととしております。審査において政務活動としての該当性に疑義がある場合は、各会派に対し、照会に係る回答文書その他の資料の提出及び口頭での説明を求めるほか、必要に応じて議会事務局職員との協議を行うこととしております。

これら各会派とのやり取り、そして事務局との協議を通じて、政務活動費の適正な運用を目指していきたいと考えているものであります。業務の概要説明は以上でございます。

横野座長： ただ今の説明で不備だとか、あるいはこういったことをもう少し入れればとか、何かそういった内容がございましたら、ご意見を求めます。どうでしょうか。

高田委員： あの。

横野座長： 高田委員どうぞ。

高田委員： 各会派共通のフォーマットというか、その書類の提出する、第三者機関に提出する書類の書き方というか、様式とか

横野座長： すみません。様式については、もう説明会をやって事務担当者には説明して、それに対するパソコンでの打ち込みの方法も全部指示してありますから、それを出していただいて、それを今委託する人にチェックしていただいて、それで内容を見ていただくというシステムです。

高田委員： そのフォーマットが第三者機関として見やすいものなのかどうかというところを、もう一遍、公認会計士の皆さんがそのフォーマットでいいのかどうかという確認をやってもらいたい。

横野座長： すみません。今この内容を決定した上で、今度このことに基づいて公認会計士との相談をやりますので、そのときフォーマット、今現在出ているものを参考事例に公認会計士にお見せして、こういう形で審査に出ます、これに対して判断を仰ぎますとか、そういったことをやっていきますので、当然前回まで作業部会を含めあり方検討会で決定した内容のもの書類については、全部公認会計士にお見せした上で、話を進めていきますので。そのことについては、受けていただく公認会計士との相談を基に提案していくつもりでありますから、それに基づいてそれぞれの会派が申請をあげてチェックするという形をとります。最終的にはそれぞれ会派の帳簿も作らないといけないし、個々の帳簿も作らないといけないので、そういうふうにシステム的なものも含めてそういう方向に行きますから、それは多分大丈夫だと思います。それは現在決めたことでやれるということです。

ほかに何かご意見ありますか。

東 委員： いいですか。

横野座長： はい、東委員。

東 委員： 週間業務に関して、審査業務は毎週1回実施するものとし、ということなんですが、だいたい曜日は固定されるのかと。というのは、例えば今週月曜日来ました、来週は金曜日に来ますと、その間すごく空くわけですよね、そこら辺の考え方は。

横野座長： この件に関しては、お願いする公認会計士と相談した上で、ある程度、その辺の日程を詰めたいと思っています。例えば毎週金曜日にするとか、毎週月曜日にするとか、週的なパターンを決めた方が、逆に言えば書類を提出するにしてもいいと思いますので、今後の課題として検討していくつもりであります。なるべく不合理のないように、てきぱきと進められるように。ただ、内容だとかボリュームが多かったら1日で終わらない場合もあるし、そのあたりも公認会計士との相談、やっていただく人との打ち合わせもありますので、その辺りは、随時、適宜変わる可能性はありますが、なるべくそういったことは、皆さんにお知らせするようなパターンの必要性はあると思います。

東 委員： もう一つ確認で、先ほど決まったことなんですけど、受託者の関係で公認会計士事務所又は公認会計士と、まあ中身が都合がつかないということだったんですが、公認会計士事務所は固定されるのかとか、公認会計士の方もずっと固定、その方3人は固定されるのかとか。

横野座長： 今の現在の思いからすれば、一つの公認会計士事務所と契約を結んだ方がいいんじゃないかなとは思っています。

例えば、弁護士さんとか人数3人選んで3人集まってやるというやり方より

も、効率的なことを考えた場合は、1つの事務所にした方がいいんじゃないかという思いではあります。ただ、それがやってみて不合理だという発言が出てきて、内容的に不具合があるようであれば、また話し合いして変えていくこともできますので、そこは適宜契約の中でいろんなことを謳っていきたいとは思っていますけど。

東 委員： 1つ懸念として、同じ事務所ばかりに監査ということで議会のお金が入っていくということで、また事務所同士、いろんな会計事務所があると思うんですけど、なんであそこばかりなんだということで、他の事務所からもいろいろ出てこないかな、ということも懸念されないかなと。また、そこで何かあれば変更もするとか、ということも考えた方がいいのかと思ひまして。

横野座長： 今ところは、公認会計士の協会の会長さんとか事務局長さんとかに打診して紹介をしていただきながらということを考えておりますので、それは逆に、例えば、私の知っているこの人を、だとかをするつもりはないので、そういった協会を通して委託したいというふうに思っております。

内容についてよろしいでしょうか。よろしければ、そのように決定いたしますが、よろしいですか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： では、そのように決定いたします。

本日は、第三者機関による審査業務の委託先の候補として公認会計士を軸とすること、また、その審査について、週間業務と例月業務の内容が決定いたしました。今後は、具体的な委託先の候補者に相談及び交渉等を行っ

ていかなければなりません。相手先の意向もあることから、本日決定した事項について、多少なりとも修正等が必要になってくることも想定されますので、その場合は、随時、情報提供していかなければならないものと考えております。

しかしながら、なるべく早急に第三者機関を設置しなければならない状況に変わりはありませんので、どうでしょう、進め方といたしまして、正副座長に、本日決定した内容を基本とした、委託候補者の選定及び契約締結に向けた事務執行を一任いただけませんかでしょうか。

参加委員： 異議なし。

横野座長： よろしいですか。それではそのように進めさせていただきます。本日はこの程度にとどめたいと思います。

これで本日の協議は終了いたしました。次回の開催につきましては、委託候補の業者と業務の方針や内容について一定の合意等が図られた段階で、委員各位にご案内をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれをもって、政務活動費のあり方検討会を閉会といたします。改めて次回の開催日時はなるべく早いうちに案内して協議したいと思います。以上、そういう形でよろしくお願いいたします。